

◎新潟県告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
第四北越ジェーシービーカード株式会社	新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入及び端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機をいう。）を設置する組織において納付する歳入

3 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日

令和8年3月10日